

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年4月23日
【事業年度】	第53期（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	ニチモ株式会社
【英訳名】	NICHIMO CORP.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 辻 征二
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。） （本社）東京都千代田区神田美土代町7番地
【電話番号】	03(5217)2170（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 財務経理部長 木田 臣哉
【最寄りの連絡場所】	（本社）東京都千代田区神田美土代町7番地
【電話番号】	03(5217)2170（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 財務経理部長 木田 臣哉
【縦覧に供する場所】	ニチモ株式会社本社 （東京都千代田区神田美土代町7番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月21日に提出いたしました第53期（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____線を付しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) 省略

(5) 自己株式の取得

(中略)

(6) 株主総会の特別決議要件

(中略)

(7) 役員報酬の内容

(中略)

(8) 監査報酬の内容

(中略)

(訂正後)

(1)～(4) 省略

(5) 取締役の選任に関する決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(6) 自己株式の取得

(中略)

(7) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

(中略)

(9) 役員報酬の内容

(中略)

(10) 監査報酬の内容

(中略)